

市民後見人

ご存知ですか？



権利擁護、地域福祉の担い手として

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になり、自分ひとりでは、契約や財産の管理などをすることが難しい人（以下、「本人」）が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、法的に支援するための制度を「成年後見制度」といいます。急速に進む高齢化を背景に、成年後見等の申立て件数は毎年増加しています。

そうした中、従来からの後見人の担い手である親族、専門職の後見人に加えて今、「市民後見人」が注目を浴びています。

今回は、大阪市成年後見支援センター（運営：社会福祉法人大阪市社会福祉協議会）（以下、「センター」）の取り組みを通して、市民後見人の社会的意義やサポート体制のあり方などについて考えてみたいと思います。

1 今、なぜ「市民後見人」なのか？

成年後見制度（法定後見）とは？

成年後見制度には判断能力が不十分になる前に契約できる「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから利用できる「法定後見制度」とがあります。

「法定後見制度」では、家庭裁判所が選任した成年後見人等が権利擁護の担い手となって支援を行います。

成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理などを行うことで、本人の生活や財産を守ります。

成年後見制度と「市民後見人」が求められる背景

成年後見制度、そして市民後見人が求められる社会的背景には、社会福祉基礎構造改革があります。福祉サービスが「行政による措置」から「利用者主体の契約」へと転換

され、サービスを必要とする人は、必要なサービスを自ら選べるようになりました。このため、判断能力が不十分なため、福祉サービスの契約をスムーズに行えない人たちの権利を法的に保護・支援することが必要となってきたのです。

次に、判断能力が不十分な高齢者、障害者が悪質商法の被害者となったり、虐待被害の対象となったりするケースが増大している現状があります。権利侵害を受けやすい人たちをどのように守っていくかが課題となっています。

そしてもうひとつ、「住民主体の地域福祉」という時代の流れです。社会福祉基礎構造改革以来、行政と地域住民が協働して自分たちの地域を住みやすくしていこうとする動きが活発です。「市民後見人」は、地域福祉の担い手、福祉のまちづくりの主体としても期待されているのです。

2 権利擁護と地域福祉の担い手としての市民後見人 市民感覚を活かした後見活動

市民後見人には、権利擁護と地域福祉の担い手という、2つの大きな役割が期待されています。

権利擁護の担い手としては「自分だったら、家族だったらこうして欲しいけれど、本人はどうかしら」と、本人の気持ちに寄り添ってその人の生活を支えます。専門職が、知識や経験に基づいて判断できることに比べ、市民後見人は、「これでいいのかな。」という素朴な疑問や要望を大切に活動することができます。市民としての生活感覚を活かして、本人の生活を支援します。

また、市民後見人は、なるべくこまめに本人と面会することができるように、生活圏域は重

ならないけれども、ある程度近い距離に住んでいる人が選任されており、7～10日に1回程度の面会を行っています。

「身寄りもなく、誰も訪問することのない人も多い。そのような状況で人生を終えることになってしまうかもしれない人に後見人がついたことで、住み慣れた地域での生活に道が開けたり、介護職員から話をしないとこまめに話しかける人が、後見人がこまめに通われて話しかけることで、すごく会話や表情が出てきたり。また、ラジオを置いてみたり、一緒に童謡を歌ったら、す

ごく嬉しそうだったので、童謡の本を買って行って一緒に歌ったりとか。これは、市民後見人だからこそできる関わりではないかと感じています。」とセンターの職員は話します。

認知症等で、はっきり意思を示すことができない人には、その人の訴えや様子を観察して、記録をしっかりと読み込んだりして、想像力を働かせながら働きかけていきます。なかなか後見人のことを覚えてもらえないこともありますが、こうしたきめ細やかな関わりを積み重ね、何度も顔を合わすうちに、本人もやわらいだ表情を見せ、対話にならなくとも、気持ちが通じ合う瞬間があるといいます。このようにして、信頼関係を紡ぎ、本人の望む暮らしに近づいていきます。

福祉のまちづくりの主体としての後見活動

本人をこまめに訪問し、本人の望む生活を支援するために、活発に動く後見人の姿は、周りの人を変えていく力があります。

「施設に入所されている本人を他のサービスを利用して外出させてあげたりすると、最初は施設側が戸惑われるようですが、外出した本人の表情が変わってくるので、施設側も徐々に後見人の活動を理解してくれるようになる。そして、次第に施設サービス全体がよりよい方向へ変わっていくこともあるんです。」と、センターの職員も嬉しそうに話します。

このように、市民が後見人となって、本人のために活動する姿は、福祉サービスの専門職や地域住民が一步を踏み出す後押しとなり、本人が住み慣れた地域で安心して安全に過ごすための支援ネットワークが、徐々に構築されていきます。

また、市民後見人自身も、市民後見人養成講座の講義や、実際の活動を通して自分の住み慣れた地域を見つめ直すこととなります。制度の課題、自分たちの住む地域の課題、地域の資源に気づいていき、その気づきをネットワークの中で共有化して、さらに住みよいまちづくりへとつなげていきます。このように、後見活動へ参加することをきっかけに、まちづくりの主体となって地域社会に参画していくことにつながります。

●成年後見制度の類型

		法定後見制度		
		後見	保佐	補助
対象となる人		ほとんど判断できない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
鑑定の必要性		必要		原則、診断書等で可
家庭裁判所に請求できる人		本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		
審判開始の要件(本人の同意)		不要		必要
同意権・取消権	取消が可能な行為	すべての法律行為	民法13条1項※に定める行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為(民法13条1項※に定める行為の一部)
	本人の同意	日常生活に関することは除く		必要
代理権	範囲	すべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	
	本人の同意	不要	必要	
取消が可能な行為		本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する。		

※民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築の契約などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

●大阪市成年後見支援センターによる養成・支援の流れ



3 市民後見人が活動 するための専門的サポート 大阪市成年後見 支援センターの取り組み

大阪市では、市民後見人を養成・支援するために、大阪市成年後見支援センターを設置しています。

センターでは、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じています。また、「市民後見人」の養成と「市民後見人バンク」の運営、家庭裁判所の依頼により市民後見人候補者の推薦とその活動支援を行います。そのほか、成年後見制度に関する広報・啓発や関係機関・団体などと連携をはかっています。

センターが主催する市民後見人養成講座の受講者は、成年後見制度の運用上の手続きや関係施策・制度について学んだり、施設実習を行い、講座修了後、面接を経てセンター内の「市民後見人バンク」に登録されます。家庭裁判所から後見人候補者推薦の要請があれば、センターは、バンクの中から適任者を検討し推薦します。受任後は、相談業務などで市民後見人の活動を後方から支え、また、必要に応じて、行政や専門機関と連携し、専門的な見地から活動を継続的に支援しています。

特に、後見人候補者の推薦に関しては、要請された後見活動の内容が、市民後見人が関わることで、本人の人間関係が広がり、より充実して安定した生活が期待できるものなのか、あるいは複雑な課題を抱えているなど、専門職後見人の方が適しているのかを見極める

必要があります。

現在、センターの研修を修了した市民後見人バンクの登録者は118人。登録者の中からすでに42人の市民後見人が家庭裁判所から選任されています。

どんなことでも、 気軽に相談できるしくみ

本人の財産を守り、人権を護る市民後見人の活動。報酬を前提としない、ボランティア・市民活動である半面、一定の権限と義務が与えられる、非常に責任の重い活動でもあります。このような市民後見人の活動を継続・維持していくためには、それを支える仕組みが不可欠です。では、実際にはどのような支援を行っているのでしょうか。

「後見活動は、本人の支援のために後見人の感性や人生経験を活動に活かしていただくこととなります。しかし、本人の財産をお預かりしているという責任の重さから、その用途に迷いや不安が生まれることもあるでしょう。また、本人のためにじっくり考えて行動したことが、必ずしも良い結果につながるとは限らず、後見人が落ち込んでしまうことも。そんな時は、いつでも相談していただけるようにしています。制度の利用の仕方など専門的なことから、身近な生活のことまで、どんなことでも気軽にたずねていただいています。」とセンターの職員は話します。相談内容によっては、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談や、大阪市社会福祉研修・情報センターの総合相談コーナーに開設されている権利擁護相談、認知症医療相談とも連携しています。

施設に入所している本人への面会を重ね

るうちに、施設のサービスに疑問を持ち、悩んでいるという相談があれば、時には専門職としての助言をしながらも、後見人自身が納得のいく答えを導き出すまで、じっくりと話を聞きます。「後見人は、市民自身。私たちが代わりに務めることはできません。私たちにできることは、後見人が、自信と誇りを持って活動できるよう、側面からサポートすることです。」

センターの支援を受けて、自ら施設側に要望して環境改善につなげた市民後見人の活動。センター職員は、「親族や専門職でもできないようなきめ細やかな活動、これこそ、市民後見人らしい活動でしょう。」と話します。

市民後見人の 熱意と誇りを守るために

市民後見人の熱意と誇りに満ちた活動と、それを支える、大阪市成年後見支援センターですが、まだ課題もあります。市民後見人の活動が、あまり知られていないために、思うように活動できないことも。「このような活動をもっと広く知っていただくことも私たちセンターの仕事です。市民後見人だからこそ力を発揮できる事例を積み重ねて、発信していきたいですね。」

市民の社会貢献に対する意欲や熱意は、専門職とは違った発想を生み出し、既存の制度の問題点を改善していくアクションへとつながる可能性を秘めています。市民後見人活動がさらに広がれば、成熟した市民社会に向かう、地域福祉の強力な推進力となるに違いありません。

DVDビデオ 大阪市成年後見支援センターと市民後見人の活動

「成年後見の新たな担い手・市民後見人」

●企画・制作・著作／社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

●監修／大阪市 ●DVDビデオ(16分40秒)

●頒布価格1,000円(送料別) ●2009年10月制作

第三者後見人の新たな担い手として期待される「市民後見人」の養成・支援をおこなっている大阪市成年後見支援センターの役割と実際の市民後見人の活動をわかりやすく紹介しています。



市民後見人養成講座 受講生募集!

社会貢献に意欲と熱意のある市民の方を対象に、第5期の市民後見人養成講座を開催します。来年1月からの「市民後見人養成講座(基礎講習)」の開催にあたり、その趣旨・内容をご説明するため、オリエンテーションを開催します。ぜひ、ご参加ください。

★「市民後見人養成講座(基礎講習)」に申し込むためには、オリエンテーションにご参加いただく必要があります。

●オリエンテーション日程●〈同内容で2回開催〉

第1回 平成22年11月4日(木)午後2～4時

第2回 平成22年11月13日(土)午後2～4時

※いずれかをお選び下さい。

●会場●大阪市社会福祉研修・情報センター5階 大会議室

●対象●

大阪市在住または在勤で、社会貢献に意欲と熱意のある25歳以上69歳未満の方(平成22年10月1日現在)

●定員●各回100人(先着順)

※定員を超えた場合のみご連絡します。連絡がなければ、当日、直接会場へお越し下さい。

●内容●

- 1.成年後見制度の概要と市民後見人の役割
- 2.市民後見人養成講座の受講について など

●参加費●無料

●主催●

大阪市社会福祉協議会(大阪市成年後見支援センター)／大阪市

●申込方法●住所、名前、年齢、電話番号、参加希望回(第1・2回のいずれか)を記載のうえ、ハガキ・FAXまたはメールにて10月30日(土)までにお申し込み下さい(当日消印有効)。また、車いす使用の方、手話通訳を必要とする方などは、その旨ご記入下さい。

※参加された方に養成講座受講申込書をお渡しします。



本特集記事、市民後見人
および講座・シンポジウムに関する
お問合せ・申込みは

大阪市成年後見支援センター(運営:大阪市社会福祉協議会)

直通電話 06-4392-8282 FAX 06-4392-8900

●月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

●日曜日、祝日(土曜日と重なる場合は除く)、年末年始はお休みです。

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム

「成年後見制度のこれからを考える～成年後見制度の10年と市民後見人の可能性～」

定員350人先着順 参加費無料

●日時●平成22年10月16日(土)午後3時～5時30分

開場/受付開始 午後2時30分～

●会場●ヴィアーレ大阪4階「ヴィアーレホール」

大阪市中央区安土町3-1-3

●内容●

第1部 講演

成年後見制度と家庭裁判所の役割(仮題)

●講師 大阪家庭裁判所 裁判官 戸倉晴美

第2部 パネルディスカッション

市民後見人の可能性を探る

～市民の参画による権利擁護の推進～

●コーディネーター 岩間伸之

(大阪市成年後見支援センター運営委員会委員長・大阪市立大学大学院准教授)

●コメンテーター 井上計雄

(大阪市成年後見支援センター専門相談員・弁護士)

梶田美穂

(大阪市成年後見支援センター専門相談員・司法書士)

●パネリスト 市民後見人

●あいさつ 大阪市長 平松邦夫(予定)

●申込方法●

「シンポジウム参加希望」と名前、所属・団体名、電話番号を記載のうえ、ハガキ・FAXまたはEメールにて10月13日(水)までに下記へお申し込み下さい(当日消印有効)。また、車いす使用の方、手話通訳を必要とする方などは、その旨ご記入下さい。

※参加証はお送りしませんので、当日直接お越しください。定員を超えた場合のみご連絡します。

●主催●

大阪市、大阪市社会福祉協議会(大阪市成年後見支援センター)

●後援●大阪府医師会、大阪弁護士会、リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会